

至誠館大学ハラスメント防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）の職員及び学生が個人として尊重され、快適な環境の下での就業又は修学を保障するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるハラスメントの総称をいい、その用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員、学生又は関係者に対して行う性的な性質の不適切な言動、学生が職員、他の学生又は関係者に対して行う性的な性質の不適切な言動並びに関係者が職員又は学生に対して行う性的な性質の不適切な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

職員がその就業上の地位又は権限を不当に利用して、他の職員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

職員が就業上の地位又は権限を不当に利用して、他の職員又は学生に対して行う不適切な言動並びに学生が修学上の地位又は権限を不当に利用して、他の学生、職員又は関係者に対して行う不適切な言動

(4) その他のハラスメント

職員、学生又は関係者による前各号に類する不適切な言動

2 この規程において、ハラスメントに起因する問題とは、次に掲げることをいう。

- (1) ハラスメントのため、職員の就業上及び学生の修学上の環境が害されること。
- (2) ハラスメントへの対応に起因して、職員の就業上及び学生の修学上で不利益を受けること、精神的・身体的自由を侵害されること。

3 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員とは、本学に勤務する常勤及び非常勤の職員をいう。
- (2) 学生とは、本学において修学する者をいう。
- (3) 関係者とは、学生の保護者及び本学と関係のある業者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止について統括し、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 学長は、職員又は学生に対し、この規程の周知徹底を図るとともにハラスメントの防止及び排除のために、常に啓発・指導を行うよう努めなければならない。

3 学長は、これらの責務を遂行するにあたり、必要に応じて第7条に規定する大学運営会議に指示を与えるものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者は、次に掲げる事項に注意して、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。

(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場及び教育現場において生じることのないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第5条 職員及び学生は、ハラスメントの防止について、次に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) 個人の尊厳や名誉、プライバシー等の人格、就業環境及び修学環境（以下「就業・修学環境等」という。）を害することとなるハラスメントをしないよう各人がその発言や言動に十分注意すること。

(2) 就業・修学環境等は、職員及び学生の協力の下に形成されるものであることを踏まえ、本学の構成員として、良好な就業・修学環境等の維持・確立に努めること。

(3) ハラスメントの被害を防止し又は深刻なものにしないよう相手に対する明確な意思表示等の行動をためらわないこと。

2 職員及び学生は、この規程及び別に定める指針に従いハラスメントをしないよう努めなければならない。

(職員及び学生の権利)

第6条 職員及び学生は、就業及び修学に際して、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題があった場合には、迅速かつ適切な対処を学長に求める権利を有する。

2 前項に基づく苦情の申立て及び相談（以下「苦情相談」という。）は、第8条に定める相談員に対して申立てることによって行うものとする。この場合において、苦情相談の申立ては、苦情相談を行おうとする者の依頼を受けた第三者（学外の個人又は関係相談機関を含む。）を通じて行うことができる。

(大学運営会議)

第7条 本学に、ハラスメントの防止に関する具体的な方針等を策定するために、至誠館大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）を置く。

2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(苦情相談への対応)

第8条 職員及び学生からハラスメントに関する「苦情相談」があったときのため、本学に苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置き、学部長、学科長、学生部長及び事務局長をもって充てる。

2 学長が特に必要と認めたときは、その他の職員を相談員として指定することができる。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるものとする。

この場合において、相談員は別に定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、職員、学生及び関係者からの苦情相談に対応するとともに、防止委員会と密接な連携を図り、必要に応じて助言等を行うものとする。

3 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 すべての職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員、学生及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒)

第11条 学長は、ハラスメントの加害者に対し懲戒処分等の必要があると認めた場合は、至誠館大学就業規則及び至誠館大学学則に基づき必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めのない事項については、大学運営会議において検討の上、対応する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成28年	6月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)